

「第 2 期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

川崎市では、平成 26 年 11 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国により策定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の趣旨を踏まえ、本市の総合計画に基づく「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第 1 期総合戦略）を平成 28 年 3 月に策定し、地方創生に向けた取組を推進してきたところです。

このたび、令和元年 12 月に国が策定した第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の趣旨を踏まえ、「川崎市総合計画第 2 期実施計画」（第 2 期実施計画）に基づく「第 2 期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」（第 2 期総合戦略（案））を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、7 通（意見総数 8 件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「第 2 期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について
意見の募集期間	令和 2 年 2 月 3 日（月）から令和 2 年 3 月 3 日（火）まで
意見の提出方法	電子メール（ホームページ専用フォームを含む。）、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（令和 2 年 2 月 21 日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 { <ul style="list-style-type: none"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所、 総務企画局都市政策部企画調整課 }
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 { <ul style="list-style-type: none"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所、 総務企画局都市政策部企画調整課 }

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		7 通（8 件）
内訳	郵送	0 通（0 件）
	持参	0 通（0 件）
	F A X	0 通（0 件）
	電子メール	7 通（8 件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでは、具体的施策に位置付ける主な取組等に関する御意見が寄せられました。

いただいた御意見については、要望や今後の参考とするものであったことから、必要な時点修正等、所要の整備を行い、第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 基本的方向1に関すること				1		1
(2) 基本的方向2に関すること				1		1
(3) 基本的方向4に関すること				2		2
(4) 基本的方向5に関すること			1	2		3
(5) 基本的方向6に関すること				1		1
合計	0	0	1	7	0	8

具体的な意見の要旨と本市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 基本的方向1に関すること (1件)

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>第2期総合戦略の基本的な考え方において「働きやすく、住みやすく魅力的で、子育てしやすい、持続可能なまちとなるよう取組を進めていくことが重要」と記述されているにもかかわらず、3つの基本目標や7つの基本的方向には“働きやすい”のワードが抜けており、基本的方向1の記載内容は、働くまちとしての魅力づくりにもそのまま通じるものであることから、基本的方向1の“もっと便利で快適な住みやすいまち”をめぐす”を、“もっと便利で快適な住みやすく働きやすいまち”をめぐす”に修正してほしい。</p> <p>基本的方向2も関連性はあるが、産業活性化だけに焦点があたっている内容であり、働きやすいまちとしての評価を高め、就業者が川崎市に良いイメージを持ち、川崎市を働き場所とすることに魅力を感じてもらえるための都市インフラ整備の視点が抜けている。</p>	<p>第2期総合戦略は、第2期実施計画に基づき策定するものであり、基本的方向1の名称についても、総合計画を中長期的かつ分野横断的に進めるために設定した「かわさき10年戦略」と同一の内容となっています。</p> <p>また、第2期総合戦略においては、働きやすいまちをめぐす取組には、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことで、本市の魅力を高めることが必要であるとしており、本市の持続的な発展に向けて、まちの「成長」と「成熟」、その好循環を支える基盤づくりを基本目標とし、主に基本的方向2に具体的施策を設定しているところです。</p>	D

(2) 基本的方向2に関すること (1件)

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>これからの時代、外国人労働者が最も重要なものだと考える。そのため、外国人労働者の今後目指すべき戦略を記載し、川崎市としての考え方を明確にする方がよいのではないか。</p>	<p>外国人材について、国においては、出入国管理及び難民認定法の改正を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力的に、かつ、包括的に推進していく観点から「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づく取組を進めております。</p> <p>また、本市においては、国の動向を踏まえ、日本人と外国人がともに暮らしやすい地域社会づくりに向け、国や関係機関との連携を図りながら、地域生活に必要な様々なルールが多言語による情報提供など、様々な取組を進めているところです。</p> <p>今後につきましても、国の動向を注視しながら、必要な取組を引き続き進めてまいります。</p>	D

(3) 基本的方向4に関すること (2件)

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>市民の実感指標の「安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合」について、平成28(2016)年度で63.3%なのに、令和7(2025)年度が54.1%以上というのは目標値として低すぎるのではないか。</p>	<p>第2期総合戦略は、第2期実施計画に基づき策定するものであり、実感指標等の指標の現状値及び目標値についても、第2期実施計画と同一のものを採用しています。</p> <p>市民の実感指標については、他都市との比較により、総合計画策定から概ね10年後となる令和7(2025)年度に目指すべき水準として設定し、本市の数値が低いものは標準的な水準へ、一定水準のものは最高水準へ、最高値のものはその継続へ、という考え方として、計画期間内での実現に向けた目標を設定したものです。</p> <p>平成28(2016)年度の実績値が令和7(2025)年度の目標を超えているものについても、現在の水準を維持し、さらに高めていくための取組を推進していくことが重要と考えており、今後とも、中長期的な視点で推移を確認しながら、必要な対応を図ってまいります。</p>	D
2	<p>具体的施策8「身近な交通環境の整備」のKPI「自転車に関わる交通事故件数」について、令和3(2021)年度に980件以下で設定しているが、平成28(2016)年度で899件なので、KPIをもっと少ない件数で目標設定するべきではないか。</p>	<p>第2期総合戦略は、第2期実施計画に基づき策定するものであり、KPI等の指標の現状値及び目標値についても、第2期実施計画と同一のものを採用しています。</p> <p>総合計画及び総合戦略における目標値については、総合計画及び第1期総合戦略策定時における過去の自転車に関わる事故件数の推移を踏まえて、年間20件程度の減少を目指し、令和3(2021)年度の目標値を980件以下と設定しているところです。</p> <p>引き続き、事故件数の減少に向けて、自転車通行環境の整備を計画的に進めてまいります。</p>	D

(4) 基本的方向5に関すること (3件)

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>市民の実感指標に「市に魅力や良いイメージがあると感じている人の割合」を掲げているが、都市イメージ向上は川崎市の最重要課題であり、そのためのアウトブランディングを継続して展開していくためには、ベースとなるインナーブランディングが非常に大事であることから、何としてもこの指標を達成することを、最上位の全庁共通の優先テーマとして位置づけてほしい。</p>	<p>本市では、「シティプロモーション戦略プラン」に基づき、市民の川崎への愛着・誇り（シビックプライド）の醸成や川崎の対外的な認知度やイメージの向上を図るため、ブランドメッセージを活用した取組や本市の魅力情報の発信によるプロモーションを進めています。</p> <p>都市イメージの向上やシビックプライドの醸成については、第2期実施計画に基づき、第2期総合戦略において基本的方向5の具体的施策12に位置づけており、庁内各局と連携した戦略的なシティプロモーションの推進に取り組んでいるところです。</p>	D
2	<p>具体的施策9「健康で快適な生活と環境の確保」のKPIに、「施策の方向性：動物愛護センターの供用を開始し、ボランティアや市民団体等の多様な主体と連携・協働しながら、人と動物が共生する社会の実現に向けた取組の推進」と「主な取組：動物愛護管理事業」に沿った、動物愛護センターに関する指標を設定してほしい。</p>	<p>第2期総合戦略は、第2期実施計画に基づき策定するものであり、KPI等の指標については、第2期実施計画と同一のものを用いています。</p> <p>第2期実施計画では動物愛護関連の指標を設定していないことから、第2期総合戦略でもKPIは設定しておりません。</p> <p>本市では、令和元(2019)年に動物愛護センター「ANIMAMALL (アニマモール) かわさき」を開設し、現在、様々な取組を進めているところであり、いただいた御意見も参考にしながら、第3期実施計画の策定に向けて、必要に応じて指標の設定について検討してまいります。</p>	C
3	<p>具体的施策9「健康で快適な生活と環境の確保」のKPI「市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数」について、動物愛護管理事業とどのような関連性があるのか。</p>	<p>第2期総合戦略は、第2期実施計画に基づき策定するものであり、その内容は総合計画を中長期的かつ分野横断的に進めるために設定した7つの戦略からなる「かわさき10年戦略」と同一のものとなっていることから、基本的方向5の具体的施策9「健康で快適な生活と環境の確保」においては、主な取組として、動物愛護センターに関する取組を設定しています。</p> <p>「市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数」については、当該施策の成果を測るためのKPIとして、設定しているものとなります。</p>	D

(5) 基本的方向6に関すること (1件)

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>具体的施策11「防犯対策の推進」のKPIに、「防犯カメラの設置台数」を追加してほしい。</p>	<p>第2期総合戦略は、第2期実施計画に基づき策定するものであり、KPI等の指標については、第2期実施計画と同一のものを用いています。</p> <p>第2期実施計画では防犯カメラ設置台数を施策の成果指標として設定していないことから、第2期総合戦略でもKPIは設定しておりません。</p> <p>第2期実施計画の施策の成果指標については、市の取組を推進することにより、市民生活がどのように変わったのかなど、市民の皆様が享受する効果等について、アウトカム（成果）指標を基本として設定しており、防犯に関する施策である「防犯対策の推進」においては、施策の達成状況を評価する指標として、「空き巣等の刑法犯認知件数」等を設定しているところです。なお、防犯カメラの設置台数に関しては、施策の進行管理・評価において、補足的な数値として「防犯カメラ設置補助により、町内会・自治会等が新規設置した防犯カメラ台数」の実績を確認しているところです。</p>	D